

株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)又は株主が振替口座を開設している証券会社、銀行又は信託銀行等の口座管理機関(以下「証券会社等」という。)が定めるところによるほか、定款に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第154条第3項に規定された通知(以下「個別株主通知」という。))を除く。)により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第4条 株主名簿に記録される者(以下「株主等」という。)は、その氏名又は名称及び住所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、証券会社等又は機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当会社の定める書式により株主名簿管理人宛に届け出るものとする。

(法人株主等の代表者)

第5条 法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更又は解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更又は解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合、株主等本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2 当会社に対する株主又は次項に定める代理人からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、株主又は代理人本人からの請求等とみなし、証明資料等又は次項に定める当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものは要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。

3 代理人により請求等する場合は、株主が署名又は記名押印した委任状及び当該委任状が株主

本人により作成されたことを証するものを添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。

- 4 前項に定める代理人は、自己が受任者であることを証するものを添付するものとする。ただし、証券会社等又は機構を通じて請求等がなされた場合には、当社が必要と認める場合を除き、自己が受任者であることを証するものの添付を要しない。

第4章 株主の権利行使の手続き及び方法

(書面交付請求及び異議申述)

第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求及び同条第5項に規定された異議の申述を行うときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じて行う場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第13条 株主の提案による株主総会の議案を株主総会参考書類に記載する場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下のとおりとする。

一 提案の理由

各議案ごとに400字

二 提案する議案が役員選任議案の場合における候補者に関する事項

各候補者ごとに400字

(単元未満株式の買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

(買取請求の効力発生日)

第15条 買取請求の効力は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日に生じるものとする。

(買取価格の決定)

第16条 買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式

会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第17条 当社は、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に買取代金を支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込み又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の売渡請求の方法)

第19条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求(以下「売渡請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える売渡請求)

第20条 同一日になされたもので先後不明な売渡請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日におけるすべての売渡請求は、その効力を生じないものとする。

(売渡請求の効力発生日)

第21条 売渡請求の効力は、売渡請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(売渡価格の決定)

第22条 売渡請求の売渡単価は、売渡請求の効力発生日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による売渡単価に売渡請求株式数を乗じた額をもって売渡価格とする。

(売渡株式の移転)

第23条 売渡請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、売渡請求をした株主が証券会社等を通じて、売渡代金が当会社所定の銀行預金口座に振込まれたことを確認した日に、売渡請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(売渡請求の受付停止期間)

第24条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、売渡請求の受付を停止する。

- (1) 6月30日
- (2) 12月31日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

2 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に売渡請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第5章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第25条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 手数料

(手数料)

第26条 当会社は、第14条に規定する単元未満株式の買取請求及び第19条に規定する単元未満株式の売渡請求にかかる手数料を徴収しない。

2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第7章 総株主通知等の請求

(当会社による総株主通知の請求)

第27条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

- (1) 当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき
- (2) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき

- (3) 当社が、株主に対し、振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき
- (4) 上場廃止、その他当社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
- (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき

(当社による情報提供請求権の行使)

第28条 当社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等又は機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。

- (1) 株主の同意があるとき
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき
- (4) 当社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当社又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
- (6) 特定の者が株主として権利行使等をしようとする旨当社が認知したとき

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

第1条 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

平成18年	4月	3日	制定	
平成18年	6月	26日	改定	
平成21年	1月	5日	改定	
平成25年	10月	1日	改定	
令和	元年	10月	1日	改定
令和	3年	11月	22日	改定
令和	4年	8月	8日	改定
令和	4年	9月	1日	改定